

『国際收支表』における居住者

瀬野 隆

目次

- 一 はじめに
- 二 居住者の定義
- 三 一般政府
- 四 個人
- 五 対個人サービス民間非営利団体
- 六 企業
 - I 一般的定義
 - II 企業の形態
- 七 企業の定義に含まれる特殊なもの
 - I 単一企業の分散
 - II 可動装置
 - III 代理
 - IV 設備附帯企業の居住
 - V 貸貸借財
- 八 まとめ

一 はじめに

常に変貌してやまない経済現象、とりわけ国際経済現象を可能な限りにおいて抱括的かつ精緻に把握しようという企観的試みは、国民経済の同様の試みよりも幾分遅れて発達してきている。国民経済における試みは、古くはケネー(François Quesnay, 1694-1766) の経済表 (Tableau économique)、マルクス (Heinrich Karl Marx, 1818-1883)

『国際收支表』における居住者 (瀬野)

の循環図表 (Kreislaufbild)^① を挙げねりがであるが、現代における同種の最も総括的論みばケイハバ (John Maynard Keynes, 1883-1946) によって国政勘定開発のための指導を受けたマード (James Edward Meade, 1907-) とペラー (John Richard Nicolas Stone, 1913-) によって作成された「国際連合の国際経済計算体系 (A System of National Accounts—SNA)」^② であり、現在いれに組み込まれて、国際経済の分野に關係をもつ 1 国経済の枚外的な同種の論みせ、国際通貨基金の国際收支表であつて、これは国際通貨基金が発行する『国際收支表提要』 (Balance of Payments Manual) によつて作成されたものである。

前述文やさゝの国際收支表を国政経済計算体系と一致するところから動かの「環じて」といふ一方で、国際收支表そのものの仕組^③、理論およびその表現された内容の意味あるものとの限界を『国際收支表提要』によつて明確にしておらぬのである。やうやくいふが、古くて新しい国際収支問題の取り扱いの上に、より精確な理解の助けにならざるがゆえんである。特に国際経済学が概略的にいえば国境を越えて行なわれる経済取引のすべてをその研究対象とするが、それらが 1 国経済に集約的に表現される国際通貨基金の国際收支表における標準概念、規則、定義、指針、協定等の各々の正確な規定は必要不可欠の要件であると想われ。ハリドは『国際收支表提要』第四版に云ひて、居住者 (residents) の問題を取り上げ、居住と非居住 (nonresidents) の規定区分を明確にして、居住主体の分析を通して、1 国経済の領土 (territory) とその居住主体との間の関係を、国際法と国内法における比較とおじえながら思ひがけずあるがゆえん、それらが各国の国際通貨基金方式の国際收支表にどのように計上されるかを論じるものである。

II 居住者の定義

前記『提要』においては、一国經濟における居住者を次のように定義づけている。すなわち、「一国經濟の居住者(residents)」は一般政府(general government)、個人、対個人サービスの民間非営利団体(private nonprofit bodies serving individuals)および企業(enterprises)であつて、その国の領土と関係を有してゐる点から定義されるものであつてから構成される⁽⁵⁾のである。したがつて当該『提要』においては居住者を自然人だけを意味するものではなく法人をもその対象とし、特に一般政府を居住者に包含するところにその特色がある。またこの居住者の定義における要件として当該国家と領土上の関係を有しているかしないかが、又その関係がどのようなものであるかによっても、居住者の認定に相違が生じてくるのである。したがつての分野における一国の領域(領土、領海、領空)の画定は単に政治的な領域決定によつてだけではなく、経済的な領域(たとえば大使館、領事館等の法律的ならびに経済的飛地)の決定によつても大きな意味をもつてくるのである。我が国の国内經濟法である「外國為替及び外國貿易管理法」の第六条第一項第一号の本那の規定に基づく、同法における附屬の島とは「本州、北海道、四国及び九州に附属する島のうち、当分の間、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島を除いたものをいう」(「外國為替及び外國貿易管理办法における附屬の島に関する命令」、昭和二十五年一月二十八日、総理府・大蔵省・通商産業省令第一号)としている。それゆえに当該『提要』の一国經濟の領土はわが国においてはこの領土規定が適用されると考えられる。またその他の一国の經濟領土の画定については次の考慮がなされる。それは当該『提要』では「当該国の領海(territorial

seas) および当該国の経済が専属管轄区 (exclusive jurisdiction) を保有するか又はそれに対する請求権を有する領海外の、当該国の国際水域 (international waters) が「国総域の領土に含まれるけれども、海外領土 (overseas territories)」⁽⁸⁾ 及び有 (possessions) は単独の経済としてみなれるにふれども、みなされない」とある」として、「の」である。近年とくに国際間で論争的になつてゐる経済水域や海底資源の問題はまさにこの点における非常に重要な動きであるといえる。国際連合の第三次海洋法会議の討議の過程を通して各国ともにはば 111 カイリ (22.224 km)⁽⁸⁾ 領海が定着し、わが國も一九七七年七月一日に発効した「領海法」でわが国の領海の範囲を 111 カイリと定めていふ。また当会議では各国の天然資源の獲得のために要求された「排他的経済水域 (exclusive economic zone)」にみられる動きは 100 カイリ (370.4 km) と及ぶ水域内において沿岸国と同水域の一切の漁業及び鉱物資源に対する排他的管轄ならびに海洋汚染を規制する権限を認めようとする制度を国際連合の場で確認せよとしたところ、漁業についてはわが國も昭和五二年の「漁業水域に関する暫定措置法」によつてこれを確認していく。この制度を認めて行くならば、かつて公海と呼ばれた部分の約四〇～五〇%がいすれかの沿岸国の管轄に属するにとなり、経済的領域の観点からすれば海底鉱物資源や漁業資源に対する排他的管轄権と請求権は国際收支表の居住者の領域に関する相当大きな経済問題を生み出すはずである。たゞえば入漁料があげられるが、これは昭和五四年度のわが国の総負担額が政府間協定分だけで約三一億円、別にソ連への協力事業費として一七億六〇〇〇万円、その他にモーリタニアやインドネシアなどの民間協定の分も加えられると相当大きな金額にのせるにとなる。また海外領土および占有においてはそれを単独の経済としてみなすかどうかは各国間の協定によって、ケース・バイ・ケースで処理されていて、いわゆる「の」のような当該『提要』の居住者の定義については、国際通貨基金に加盟し、特にその第八条を承認した

国は当該『提要』に基づいて国際收支報告を当基金にしなければならないため、これに応する国内経済法を整備する必要が生じるが、国際比較を可能にするためにその際の定義もまた当該提要の定義と同様の定義が必要とされる。わが国における居住者の定義は「外国為替及び外国貿易管理法」(いわゆる「外為法」と「所得税法」)に存在する。

特に前者についてはその目的が「外国貿易の正常な発展を図り、国際收支の均衡、通貨の安定及び外貨資金の最も有効な利用を確保するために必要な外国為替、外国貿易及びその他の対外取引の管理を行い、もって国民経済の復興と発展とに寄与すること」(同法第一条)にある以上、この居住者の定義が当該『提要』の居住者の定義と対応するものと考えられる。同法によれば居住者とは「本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう」とし、また非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかくわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす」(同法第六条第五項)と規定し、非居住者を「居住者以外の自然人及び法人をいう」(同法同条第六項)としている。一般的には非居住者の出張所その他の事務所は法律上の代理権を有していない場合は、当該非居住者の本国の居住者とみなされやすいため、この点はそのように規定していないところに特色がある。

次に当該『提要』の居住者の定義と国際連合の国民経済計算体系 (the United Nation's A system of National Account—SNA)⁽¹¹⁾における居住者の定義との関係であるがこれにつきは双方が「回」の概念であるよう注意図⁽¹²⁾われてみるとわかる。そのことには「国際收支の事項に関する居住者の側面を精緻化する」という焦点をあげて」であるが、それは当該『提要』の第八章で奨励してくる「分類表 (classification scheme) の適用に関する部門 (sectors) あるいは部分 (parts) の主体 (entity) の居住を定義」してある。そして SNA と当該『提要』との間の

使用上の用語の相違が存在するようない」とがあれば「一国経済の居住者」として異なる適用を奨励」⁽¹²⁾となるから「採用されるべきではない」としてくるのである。

以下、当該『提要』の個々の居住者の説明を基準として、新SNAおよび外為法を參照しながら論を進めてみた

。

III 一般政府

当該『提要』における国際収支においては政府部門の取り扱いは極めて重要である。粗略のやハマトセウヒ論述してくる。やなわち一国経済の居住者である一般政府機関 (general government agencies) やな、「名簿 (departments)', 駐留機関 (establishments), めんざむ当該国の領域に設置された地方政府 (local governments) めんざむ大使館 (embassies)', 駐留軍事施設 (military establishments)', めんざむそれ以外の所に設置されたやの他の当該国の一般政府の主体のすぐれを含む」⁽¹³⁾ やことくる。この定義よりすれば一般政府とは「公共当局 (public authorities) の機関のすぐれ」をカバーするに及ぶ。他方新SNAにおける居住者の分類は取り扱いの分類に対応するものだ、
「J」では取引主体を活動別分類と制度部門別分類に二大分類してくる。その分類基準は実物と金融の一分法によるもので、一つは財貨サービスの流れ（実物フロー）に関与する主体であつて、生産、消費支出および資本形成勘定に関連するものであり、他は資金の流れ（金融フロー）を扱う主体であつて、所得支出、資本調達および貸借対照表勘定に関連してくる。前者は生産、消費支出、資本形成の経済活動に関連するといふから、活動分類と呼ばれ、後者

は所得の処分や資金の調達、運用などの組織体の意思決定に関連する」とから、制度部門別分類と呼ばれている。⁽¹⁴⁾当該『摘要』における分類も新SNAと一致をせよとしているために、同様の分類基準がとられていてみるとべきである。当該『摘要』ではこの内の一般政府を(a)から(e)までの五種に分類列挙している。すなわち(a)として「当該政府の各省 (government departments) よび各庁 (offices)」だけでなくて「その他の当該国の正規予算で運営される団体」、「不正規予算で運営される団体」ならびに「当該予算外の基金で運営される団体」のふたれをも含み、それらの目的および内容が「行政 (administration)、防衛 (defence) よび公秩序の規正 (regulation of public order)、経済成長および富ならびに技術開発の促進、教育・健康・文化・娯楽の提供」にあり、「無料又は生産コスト以下の販売価格でなれる、その他の社会的・公共的サービスに従事する団体」を含んでくる。⁽¹⁵⁾この分類は生産面から見れば新SNAにおける活動別分類における政府サービス生産者に対応する。すなわちこれは、一般的に他の方法をもつては便利にかつ經濟的に供給されないような社会に共通のサービスを、通常は売るのではなく供給しかつまた国家が管理し、経済政策、社会政策を行うものと定義されているものである。それゆえに①自ら生産した大部分の財貨サービスは市場へ提供されるものはきわめてわずかであり、自らが最終消費者であるという点(活動の性格)、②営業余剰をコスト構成としない点(コスト構造)、③大部分の資金に政府自身にとって調達される点(資金供給源泉)において産業活動とは異なるものである。すなわち政府サービス生産者は中央、地方の正式な政府部門の他に社会保障組織や事業団などの特定の非営利団体が含まれ、特定の非営利団体は完全にまたは主として公的機関によつて資金の供給(資金源)ならびに監督をうけるもの(支配形態)と、主として政府に奉仕する非営利団体とからなつてゐる。そしてこの活動別分類は制度部門別分類の一般政府と一般的には同様のものを含んでいる。つまり政府サ

サービス生産者として定義される部局、事務所などの他に産業活動を行う小規模な政府企業を含むものとされるが、わが国の新SNAは一般政府と政府サービス生産者とは同一の範囲をカバーするものとされた。この一般政府は各政府機関の果たす経済的な役割に着目して、①中央政府、②地方政府、③社会保障基金に分割され、金融勘定では事業団が別に分離されている。社会保障基金は政府によりその制度への加入を義務づけられているもの、政府により支配されているもの、ないしは資金供給を受けているものをいう。ただし一般政府の他の活動から分離して組織されていなければならない。こうした諸点から考慮して当該『提要』における一般政府の(a)の分類に入れられるのは中央政府の一般会計、非企業特別会計および17の事業団であり、地方政府では普通会計、公営事業会計（地方公営企業を除く）、地方公営企業のうち病院と公共下水道、財産区、一五地方開発事業団である。また当該『提要』における一般政府の分類列举の(b)は「公的機関によって完全ないしは主として資金の供給ならびに監督を受ける対個人および企業（business enterprises）サービス非営利機関」ならん、「主に政府団体そのものにサービスする非営利機関」であるが、これはいわゆる公的企業が含まれ、それは公的に所有かつ支配されている企業で主として非金融活動を営む企業特別会計に属する五現業および管理会計、また公社公団等に含まれる11公社、16公団、當団、3事業団およびその他、いわゆる地方公営企業に属する病院などに公共下水道を除く地方公営企業、および地方公社がこれである。次に(c)におかかるものは「ある社会の部門に対する自発的社会保障機関（voluntary social security arrangements）」および「公共の社会保障機構（public social security schemes）」1部と考えられる年金基金（pension funds）を含めた、「政府によりその制度への加入を義務づけられ、支配・資金供給された社会のより大きな部門にかかる社会保障機関（social security arrangements）」であるが、これは一般政府の社会保障特別会計に属す

るゆの、健康保険組合、国家公務員等の七共済組合、厚生年金基金等の五基金がそれである。さてして挙げられてくるのは「対政府向けて商品およびサービスを主に生産する非法人組織の政府企業 (unincorporated government enterprises)」だ。しかし「非公共部門」と非公的で商品およびサービスを売却する非法人組織の政府企業」ではない、「小規模に運営されるものを除く」ものである。これは前述の活動別分類の政府サービス生産者をも、政府非法人企業で事業の所有からの独立した統制管理および完全に分離された会計記録が主要な基準になるもので、いわゆる独立採算を行うものである。これは公的企業の中と存在する独立採算の企業である。例に挙げられるものは「政府に金融的に統合される公的貯蓄貸出機関 (public saving and lending bodies)」あるいは「資本市場で金融資産を獲得しあるいは負債を負う当局を欠く公的貯蓄貸出機関」であつて、いわゆる公的金融機関である。これには郵便貯金、簡易保険の年金、公的保険、融資特別会計、政府金融機関が含まれる。

また一国の領土と一般政府の主体との関係からみると、「大使館、領事館、常設軍事施設およびその他の外国一般政府の主体」はそれが「物理的に設置される一国経済にとって除外法権 (extraterritorial) の主体」として考えられる。それゆえに「大使館の構築物、建物、および当該国の飛領土 (enclaves)」における一国経済の居住生産者による、治外法権の飛領土における他の労作物」は「当該国経済の生産物で輸出品」の一部である、とされる。さらに「外交上 (foreign diplomatic)」軍事上、および他の構築物の地域的に神絶されるスタッフに支払われる賃金および給料などは「当該構築物がおかれている一国経済の居住者」に対する支払である、とみなされる。されば企業としてはみなれない国際機関については「当該構成員が政府であるといひ、最も多くの政治的、行政的、経済的、社会的あるいは金融的な機関」を含めて、国際收支上は「外国一般政府の一部」を構成する」となる。

うした機関はそれらが設置されるか又はそれらの業務を遂行する国を含めて、いかなる「国民経済の居住者」とも考へられないものである。それにもかかわらず、これら「諸機関の使用人は国民経済の居住者」であって、特に「1年以上にわたる居住」を有するよう預期される「当該国経済の居住者」である。大部分のケースにおいては、当該経済は「1社の国際単位 (given international unit)」が設立される経済であるが、又は「当該国の雇主が技術援助 (technical assistance)、平和維持 (peace keeping)、あるいはその他の国際機構に代わる活動) に従事する経済」である。この当然の結果として彼らの「所有する雇主に国際機関が支払う賃金および給料」は「」これらの雇主が一年以上にわたってある経済の居住者」に対する支払となるのである。逆に、「1以上の政府に共同所有された企業」については「国際機関としては取扱われない」で、その他の企業と同様に、それらの「営業する領土にある1国経済の居住者」であると考えられるのである。⁽¹⁾

以上のような当該『提要』の一般政府の居住者の区別のほかに、我が国の国内経済法である「外国為替及び外国貿易管理法」の居住者の定義の特例として、居住者認定の区別が明確でない場合のために、大蔵大臣の認定（同法第六条第一項）を必要としているが、これについては「居住性の判定の基準等について」という大蔵省通達が昭和三十五年三月十四日に公表されている。これは個人をも含むものであるが、「本邦内にある外国政府の公館（使節団を含む）及び本邦内にある国際機関は非居住者として取り扱う」とし、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等について特例をかかげている。つまり「アメリカ合衆国軍隊、アメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、軍人用販売機関等、軍事郵便局、軍用銀行施設及び契約者等は非居住者」であるとし、これは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国

為替管理令等の臨時特例に関する政令（昭和二十七年政令第一二七号）第三条に基づくものである。また「国際連合の軍隊、国際連合の軍隊の構成員、軍属、家族、軍人用販売機関等及び軍事郵便局、ならびに政府が国際連合の軍隊と合意して定めるところに従い大蔵大臣が指定する者は、非居住者」であるとしているが、これは「日本国における国際連合の軍隊等の地位に関する協定の実施に伴う外国為替管理令の臨時特例に関する政令（昭和二十九年政令第二二九号）第三条に基づくものである。

以上のような一般政府は国際收支表において極めて重要な居住主体として考慮されなければならない。

四 個 人

『国際收支表提要』における個人に適用される居住者の概念は「商品およびサービスを消費し、生産に関与し、あるいはその他の一時的ベース以上のベースで一国経済の領土において経済活動に従事すると予期されるすべての人びと」を包含する」とを考慮して立案されている。これらの人びとは「利益の一般的中心(general center of interest)⁽¹⁸⁾」が特定の一国経済に位置を占めていると考えられる人びとであるとしている。わが国の国民経済計算における取引主体（居住者経済主体）は、当該『提要』と同様に「わが国の居住者が非居住者」かに分類され、また取引の発生場所が「国内領土」内であるか、外国（国内領土外）であるかが重要であるとし、財貨サービスの生産に関する勘定は全て居住者たる生産者のみの取引をカバーし、居住者たる生産者は、わが国の国内領土において行なわれる全ての生産が含まれ、かつそれのみが含まれるように定義されるのである。すなわち、国内で行なわれるすべての生産をカバ

一し、それらはすべて居住者たる生産者により行われたとするもので、いいかえれば国内生産概念が用いられ、商品勘定もまた国内概念が用いられる。しかしその他の勘定では、居住者たる経済主体の取引を扱い、それが国内領土で発生したかどうかを問わない国民概念が用いられている。⁽¹⁹⁾ところである経済主体が居住者となる要件はここでは「一年以上わが国の国内領土に滞在しているかどうか」が主要基準となり、その他にも「滞在目的」および「利害の中心」などが重要な基準となるが、これらは機関の場合と個人や家計の場合とは異なっている。また前述の「外為法」の第六条第一項第五号及び第六号についての大蔵省通達によれば居住者とは次のように規定された者であるとしている。つまりここでは、一 自然人、二 法人および先にあげた合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等に分類し、自然人をまた(一)本邦人、(二)外国人および(三)家族に区分している。自然人については、自然人の居住性は当該自然人が本邦内に住所又は居住を有するか否かにより判定されるのであるが、「本邦内に住所又は居所を有するか否かの判定」が困難である場合も多いので、便宜上次に掲げるところにより「本邦内に住所又は居所を有するか否かを判定」するものとしている。(一)本邦人の場合、イ本邦人は原則として「その住所又は居住を本邦内に有するもの」と推定し、「居住者として取扱う」が、次に掲げるものについては「その住所又は居所が外国にあるもの」と推定し、「非居住者として取扱う」としている。それらは「(イ)一年以上に外国に滞在する目的で出国し外国に滞在するもの」、「(ロ)外国にある事業体（本邦法人支店、現地法人、駐在員事務所及び国際機関を含む）に勤務する目的で出国し外国に滞在するもの」、「(ハ)、(イ)(ロ)に掲げるもののほか、本邦出国後外国に二年以上滞在するに至ったもの」、「(二)前各号に掲げる者で事務連絡、休暇等のため、一時帰国し、その滞在期間が六月未満のもの」がそれで、ロイの(イ)又は(ハ)にかかるらず「本邦の在外公館に勤務する目的」で出国し「外国に滞在するものは、「居住者として取扱う」としている。また(二)外国人の

場合では、イ、外国人は原則として「その住所又は居所を本邦内に有しないもの」と推定し、「非居住者として取扱う」が、次に掲げる者については、「その住所又は居所を本邦内に有するものと推定し」、「居住者として取扱う」としていふ。つまり「(イ)本邦内にある事業体に勤務するもの」、「(ロ)本邦に入国後六ヶ月以上経過するに至ったもの」であるが、ロ、イの(イ)又は(ロ)にかかわらず次に掲げるものは「非居住者として取扱う」のである。それらは「(イ)外交官若しくは領事官又はこれらの者の随員及び使用人」であるが、ただし「外国において任命又は雇用された者」に限り、また「(ロ)外国政府又は国際機関の公務を滞りぬる」である場合である。次に(三)家族の居住性については、「居住者又は非居住者と同居」し、かつ、「その生計費がもっぱら当該居住者又は非居住者に負担されている家族の居住性」は「当該居住者又は非居住者の居住性」に従うるものとする。

当該『提要』によれば一国経済の居住者個人を「それに限定して以下に掲げるものを除いて」、「特定国経済の領土内に生活するやぐれの人びと」を含むと考えられる。つまり、(イ)を除外している人びとは(a)から(四)までの六分類に含まれるもので「(a)訪問者 visitors (旅行者 tourists)」や(二)「1年以内の特定国経済の滞在者」である。その(四)が「特に娯楽 (recreation) 又は休暇 (holiday)、医療 (medical care)、宗教儀式 (religious observances)、家族行事 (family matters)、国際スポーツ行事 (international sports events) や(五)会議 (conferences) 又はその他の会合 (meetings)」に参加、「および研究旅行 (study tours) 又は他の他の外出のたむき」や(六)訪問又は旅行者である。次に・「特定国経済に生活する」や(七)「船舶・トogh (stop off) 又は逗泊・待機 (lay over) する客船又は航空機の乗務員 (crew members of vessels or aircraft)」である。また(八)「1年以内の特定国滞在予定」の「商業旅行者 (commercial travelers)」や(九)「雇用者が購入した機械又は装置の据えつけ (installing

machinery or equipment) のたゞ 1 年以内の「非居住者の使用人 (employees of non-resident enterprises)」⁽¹⁾ と云ふに對するが、これは「期間 1 年以内の任務を帶びて居た」 (be on a mission of) とする「外國政府の雇用」⁽²⁾ および「国際機関の雇用」⁽³⁾ と、「公使の外交官」 (official diplomatic representatives) および「公使の領事館員 (official consular representatives)」⁽⁴⁾ 「軍人 (member of the armed forces)」⁽⁵⁾ および「他の特定国經濟に連携する外國經濟 (彼の属領の經濟を含む)」の政府職員 (government personnel) や「⁽⁶⁾ 最後に (f) 「季節労働者 (seasonal workers)」⁽⁷⁾ である。いふべきかに「季節的雇用 (seasonal employment)」のみの用語⁽⁸⁾ や特定国に「現在連携」⁽⁹⁾ や「常来滞在 (long-term stay)」⁽¹⁰⁾ である。以上の二つの用語は、その「ぐみねた個人の範疇」⁽¹¹⁾ で「正常に生活している (normally live)」⁽¹²⁾ からである。上の二つは「境界線上の労働者 (border workers)」——「油田又は規則的でなくせんたま」⁽¹³⁾ (slightly less frequently but regularly) 「1 國經濟に連携の國境 (the border) を往来する」人などであり、彼は「1 國經濟で働く他國經濟の居住者 (abode)」⁽¹⁴⁾ である——である。彼は「皿の住居をもつてゐる國の經濟の居住者」である。彼が「雇用されてゐる經濟の居住者」でなほのである。

以上が我が国の新 SNA における國内領土とは、「海外領土および属領を含まないが政治的な國內領土」の他に次の二点を国内領土と定めている。すなはち「(1) 我が国の居住者たる企業が運営する 11カ国以上を往復する船舶および航空機、(2) 我が国の居住者が公海上で操業する漁船団、大型船およびフローティング・プラットフォーム、(3) 国際協約なしの国際宣誓により我が国が独占的に使用権をもつ地域における漁船、原油および天然ガスの発掘装置および

プラットフォーム」が国内領土となる。しかしながら「外国政府の大使館、領事館および軍隊などの治外法権の飛領土 (extra-territorial enclaves)」は除外され、反対に「外国におけるわが国政府」は国内領土に含まれる。またわが国の新SNAにおける個人および家計は「国勢調査で用いられるわが国人口の実際的概念」によつており、具体的には「次に該当する人びとを除いた」わが国の国内領土に住むすべての個人を含んでいる。つまり「①外国人旅行者、わが国に一年以内滞在する人びと、②わが国にドック入りあるいは下船した外国船あるいは航空機の乗組員、③一年以内わが国に滞在する外国人の商業（企業）旅行者、非居住者企業の雇用者で、その雇主から購入した機械及び装置を取付ける目的で一年以内わが国に入国する外国人、④季節労働者、季節雇用の目的を明白にして滞在する人びと、⑤わが国に駐在する外交官、領事館員および外国の軍隊、⑥国際機関の雇用者でわが国市民でなく継続して一年以内の用務に従事する者」を意味している。²¹⁾

以上の諸点からすればわが国の新SNAと当該『提要』の居住者の個人の規定とはほぼ対応しているといえる。

五 対個人サービス民間非営利団体

当該『提要』において、すべての個人に対してもサービスを行つるものとして分類される「民間非営利団体 (private nonprofit bodies)」は当該団体が設置されるが又は当該業務を遂行する領土における「国経済の居住経済主体 (resident economic entities)」である。²²⁾ 新SNAにおける対家計民間非営利サービス生産者 (Producers of Private Non-Profit Services to Households) 又は対家計民間営利団体がこれに対応するものである。²³⁾ 当該SNAでは次『国際取支表』における居住者（灘野）

のように定義づけている。つまり、他の方法では効率的に提供することのできない社会的・公共的サービスを利益追求することを目的としないで家計に提供する団体又は生産者である。この対民間非営利団体はある特定の目的を遂行するために集まつた個人の自発的な団体であつて、その活動は通常会員の会費や家計、企業、政府からの寄付、補助金によつてまかなわれているものである。したがつて、これらに該当するものは労働組合、政党、宗教団体のほかに、特定の病院、および私立学校のすべてが挙げられる。これらをサービス生産者（活動別分類）とみる場合、政府サービス生産者と類似しているが、資金調達面と管理面で政府サービス生産者（制度部門別分類の一般政府）とは異なつてゐる。⁽²⁾この区分基準については当該提要においても、これらの団体が一般政府の機関（organs of general government）として「完全」又は主として資金調達・管理を受けているが、また当該団体は「教育、健康、文化、娛樂およびその他の個人向けの社会・公共的サービス」を目的として「無料で（free of charge）」又は「これらの生産コスト未満（not fully cover their costs of production）」の販売価格で供給するものであると言つてよい。

六 企 業

I 一般的定義

企業そのもののについての定義は一般的には広義において継続的・計画的に同種の経済的行為を行う独立の経済単位である生活体をいうが、狭義においてはそのうちの営利行為を行うもののみをいう。また企業という語は主観的には企業的活動を指すが、客観的には企業目的のために存する人的・物的設備の統一体を指して用いられている。しかし

当該『提要』における居住者としての企業の一般的定義は次のように論述されている。つまり居住企業 (resident enterprises) とは「(i) 特定国経済の領土における商品およびサービスの生産」に従事するもの、(ii) 当該国経済の領土における土地の取引」に従事するもの、または「(iii) 賃貸 (leases)、権利 (rights)、利権 (concessions)、特許権 (patents)、版権 (copyrights)、およびその他の当該政府によって発行される同種の非金融無形資産 (similar non-financial intangible assets) の取引」に従事するもので、「現実の又は観念上の単位 (the actual or notional units)」であるとする。i) の企業は国内領土内に存在する一般の生産企業であり、ii) の企業は国内領土内の不動産業であり、iii) の企業は国内領土内の非金融無形資産を取り扱う企業である。これらは個人企業だけでなく法人をも含んでくる。といひて今日は企業といえばそのほとんどが法人組織になっているが、i) の法人の居住性についてとは前述の大蔵省通達「居住性の判定基準等について」がある。この法人等 (法人、団体、機関その他) に準ずるものをいふ、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等を除くもの) については、「法人の居住性は本邦内にその主たる事務所を有するか否かにより判定されるが、法人等の支店、出張所その他の事務所等の居住性については次によるとのとおり」として次の四つを掲げている。すなむか「[1] 本邦法人の外国にある支店、出張所その他の事務所は、非居住者」として取扱い、「[2] 外国法人の本邦にある支店、出張所その他の事務所はすべて居住者であるとしているのである。その他の[3] および[4] は本邦の在外公館 (居住者) と本邦にある外国政府の公館及び本邦にある国際機関 (非居住者) の取扱いである。

① 企業の形態

『国際收支表』における居住者 (瀬野)

る。

「公的企業 (public enterprises)」として規定されたのは前該『提要』では「(i) 有形資産 (tangible assets)」および非金融無形資産 (nonfinancial intangible assets) と同様に、金融資産および負債を保有・運営する公企事業体 (public corporations) —— 余社法 (company acts) 又は他の公的法令 (public acts)、特定法律 (special legislation)、又は行政規則 (administrative regulations) によって法人化されたもの」および「(ii) 大規模かつ非法人組織の政府企業 (large, unincorporated government enterprises)」であるが、前項の企業は「当該企業の生産する商品又はサービスの大部を公共に売る」ものとして存在しているのである。公共企業体ないしの(i)の分類に入り独立性を有する国家的事業であつて、我が国の法律上では日本国有鉄道・日本電信電話公社・日本専売公社をいう。いわば従来、国営企業であった鉄道事業・電信電話事業・専売事業を経営上の独立のために公法人として國の組織から独立したものに行わせたが、その資本は政府出資であり、役員の任命、予算、会計については國が関与しその職員は公共企業体等労働関係法の適用を受け、争議行為が禁止 (日本国有鉄道法、日本電信電話法、日本専売公社法) われ、(ii) 分類に入れられる公企業・地方公営企業・公共事業とは異なつたものである。(ii) の分類に入れられる公企業とはわが国では一般には狭義において國又は公共団体が直接に社会公共の利益のために自ら經營する事業とし、これに特許企業を加えたものを広義の公企業としている。最近は企業性、収益性、収支適合の原則にたつた独立性を加味した公企業概念を構成し、主として當利的に經營され収支相つゞきのとどまる生活財貨の生産分配に関する事業を指すことが多い。公企業は国営事業 (郵便事業)・公営事業 (水道事業・軌道事業等)・特殊法人事業 (公社・公团の經營する事業)・特許企業 (電気・ガス事業) に区別される。当該『提要』ではこれらに属する「主な

公的金融機関 (principal public monetary institutions) は通常は中央銀行 (central bank) である。これは「公的に所有される通貨当局 (monetary authority) と判断されるもの」である。これが「通貨およぶ時には銅貨 (coin) を発行する」とある。「通貨当局の国際準備 (international reserves) の主要保有者」である。中央銀行はまだ「その他の銀行のおよぶべきは政府の要求払預金の形態で負債を保有しているもの」である。その他の公的金融機関は「預金金融銀行 (deposit money banks)」である。⁽²⁴⁾ わが国における中央銀行とは国策に即し、通貨の調節、金融の調整、信用制度の保持・育成にあたる」として設立されている日本銀行である。これは歴史的には明治初期の不換紙幣整理策の一環として日本銀行条例 (明治一五年大政官布告111) により設立された中央銀行であるが、その形態は當利法人たる株式会社であったものを第一次世界大戦中その公的性質強化のために日本銀行法 (昭和一七年法律六七号) を制定して當団類似の特殊法人に改めたものである。その構成内容は資本金一億円でそのうち政府出資は五五%、役員には総裁・副総裁 (内閣で任命)・理事・監事・参与 (主務大臣が任命) があり、ほかに最高意思決定機関としての日本銀行政策委員会が設置された。業務内容は銀行の銀行として商業手形等の割引、担保貸付、預り金、手形債権の売買、手形の取立等のほかに、政府の銀行として政府への無担保貸付、国債の応募引受け、国庫金の取扱いを行なう。また外國為替の売買、国際金融取引等も行なう。また銀行券発行の特権を独占しており、主務大臣の特別の監督を受けているものである。

七 企業の定義中に含まれる特殊なもの

Ⅰ 単一企業の分離

企業の居住決定を左右する一般規則 (general rule) におけるは「単一法主体 a single legal entity (a branch)」²³⁾ または「単一常設物 a single establishment (an incorporated firm)」²⁴⁾ に該当する。この場合、企業の母國の経済内に事業する親会社 parent company が他の国に設立した子会社 unincorporated branch が該当する。この場合、子会社は「単一の企業に分離する必要」がない。つまりの企業の名義で「その事業が行なわれる領土の経済の居住者」としてみなされる。この場合、「分離された単位 (separate units)」の費用と収益 (costs and proceeds)」はそれぞれが「1単位を形成する複合体の他の単位 (the other units of the complex)」からの「収益又は移転のため部分が該当する大部又は全部」がそれを「単位から除外」されるが、また「対価額格のみ (only at a nominal value)」²⁵⁾ が示される。されば「ただかあとの単位が市場価格で売買した」かのように算出されるに至るのである。特徴的な例は国境が陸続地や島嶼から多数国が併存するヨーロッパ諸国における多国籍企業や互連の砂漠から海辺の橋田舎²⁶⁾や数か国を経由するパイプライン等が存在する中近東諸国におけるケースでは重要な意味をもつてゐる。この国際収支表における記入では、「可動装置」 (mobile equipment) と闇やね本店費用 (head office expenses and charges)」²⁷⁾ との割合 (the allocation) が「ふり」²⁸⁾ 「共同事業費 (common operations costs)」²⁹⁾ と「親会社の割合 (an appropriate share)」³⁰⁾ が「複合体の各構成員に反映」される必要がある。財務単位の純収入は「本店が認定された際の親会社の純損益」³¹⁾として表われるべくあらね。

① 可動装置

可動装置 (mobile equipment) ——たゞいわば、飛行機 (aircraft)、船舶 (ships)、高速道路 (high way) やもる鐵道車両 (railway rolling stock)、漁船 (fishing vessels)、天然ガスなど原油の発掘装置 (gas and oil drilling rights) ——と命ずるふる状況をさしつけ居住の問題を提起するに需べる。しかしながら、いづれの諸問題は「船は確かに『領覚にあらず』」やといふ、「決定されたくとも可動装置の居住」ではなくむねしわんの「生産活動における装置の使用企業の居住」に存在するのであるが、が留意せねばならぬ。かくの企業の居住上の位置はそれらが使用する「資本装置が非可動か」可動かによりて、また実際には「同様の規則」 (「六、企業の工場的定義」を参照) によつて決定せらるが、企業としてのそれが「生産に従事する領土における当該経営の居住」と考へられ。

以上のよつて可動装置には原則の問題 (a problem of principle) ——それを操業する企業の住居が上記の規則か、の地理的には推定されねどもじぶん意味がふくらむ——があつて、「国際海域の領土外」、たゞいわば「國際水域又は空間 (international waters or air space)」で、生産に使用される船のみ出題である。「ひとつの国の經濟の領域間であれども移動する装置」は上記の規則の通り、それが「生産に使用される國の經濟の各々にある分離された企業 (separate enterprise) による操業をなす」のみならぬぐれやねぬ。しかしながら、現実的な事柄として「多様な經濟領土間でしづしづ移動する装置」はまだ「國際水域あることは空間で使用される装置の問題」と非常に似がよいた問題のよへどある。それゆえといふのケースの双方を取扱つために、「補足的經驗法 (a supplementary rule of thumb)」が当該『規則』では採用せらる。この規則によれば「1年の間に1國以上の國の經濟領土あることを國民的領土外で操

業される可動装置」は明確に規定された居住の「单一企業に帰属」する」とになる。当該企業にあてはまるのは「航空機、船舶、高速道路および鉄道の車両、漁船、天然ガスおよび原油の発掘装置の運用者」あるいは「その他の一年ほどにわたる期間について一国経済の領域で主として生産されない可動装置が又は国際水域もしくは空間で使用される可動装置の運用者 (operator)」であると考えられる。前述の規則で規定された「企業の居住の決定」については当該企業の「登記上の旗」、当該企業の「¹¹」の操業を表示する会社を結合した当該国経済、当該会社の「所有者の居住」、および非法人組織の企業にとっては「¹¹」の操業の責任を負担する主体の居住」というような属性を考えることが注意されなければならない。さらにこれらに加えて、当該装置が「法律、条例、あるいは特定国経済の保護」に従い、又は当該装置が「他国の経済よりもある一国の経済により一層密着して結合されている事実」の状況は必要ならば考慮されねばならない。またこれはまれな例ではあるが、前述の考慮によつて「操業中の企業」とされる企業、たとえば「輸送系統又は漁船隊 (transportation system or fishing fleet) の居住の存在」というような「一国以上の国経済の居住の存在」があげられる。「一国経済を越える多くの経済の居住者」によつて「統合的に組織化されかつ所有されるところの」の種の企業⁽²⁶⁾の場合には、その取引は「統合企業の金融資本における所有者の負担分の割合」に応じて、「当該企業の所有者の各々の国の経済における企業」に帰属されるべきである、としている。

三 代理

代理は元来甲（代理人）が乙（本人）のためにすることを示して（顕名主義）自ら意思表示を行い（能動代理）または乙に対する丙（相手方・第三者）の意思表示を受領する（受能代理）制度である。それゆえ私的自治の原則を拡

張又は補充する意義をもつてゐる。ハハで本人のためにするという」とは、本人の意思にそなとか本人の利益のためというのではなく、法律行為の法的効果を直接に本人に生ぜしめる意思（代理意思）をもつてすることを意味している。したがつて代理人が代理意思をもつて相手方との間に法律行為をすれば、その法律効果は代理権の権限内で本人と相手方との間に法律行為をすれば、その法律効果は代理権の権限内で本人と相手方との間に法律行為をする（民法第九十九条）もの（直接代理）である。この代理の法理論的特色は第一に代理人が本人と対等の地位にたつこと（代表と異なる）、第二に代理行為は本人の意思から独立した代理人の行為であること（使者と異なる）、第三にその法律効果が直接本人に帰属すること（間接代理と異なる）にある。そして代理は意思表示についてのみ成立し事実行為や不法行為については認められず、また本人自身の意思決定を要する行為には許されないものである。⁽²⁷⁾

当該『提要』においては、この代理の取扱いは、例外なく「取引」というものは取引の責任を引き受ける本人（the principal）の国の経済に帰属すべき」であつて「当該本人の代わりに代表し又は行為する代理（the agent）の国の經濟に帰属されるべきでない」としてゐる。しかしながら「代理が代表している企業」に対して「当該代理によつて返済されたサービス」は「当該代理が居住者である国の経済に帰属すべき」であるとしている。

四 装置に雇用された企業の居住

企業の居住を定義する上で派生してくる諸問題は一国の経済領土に居住する企業の雇主が、当該企業が非居住者に売却した機械又は装置（machinery or equipment）の据え付けのために外国へ行くことによつて生じてくるものである。この例では当該『提要』においては据え付けサービス（installation services）は、もし仮りにその据え付け作

業が「完全に又は主として当該雇用」によって行なわれぬもの、当該雇用が「1年以内にその当該据え付けを完了する」と、「やむとすれば「居住企業によつて非居住者に供給されたサービス」であるが当然考えられる。しかしながら、「その据え付け作業の重要な部分 (significant portion of the work of installation) が当該機械又は装置が据え付けられる国の経済の居住者によつて遂行される」ならば、その据え付け作業は「実質的価値のおよぶると思われる、おそらくは既に相当の時間が費やされた」ものであらう。⁽²⁾ それゆえに、ハーフサービスないしの場合には一般原則として「当該国的企业の居住者に帰属」されるべきである。

四 賃貸借取

企業の居住を決定する一般規則としては、「当該企业自身の所有物を使用してゐる」が又は賃借した資本財を使用してゐる」からの点から適用されるものだ。もし「当該財が金融的賃貸借協定の下 (under a financial leasing arrangement) 獲得されたものやあるならば、当該財の所有権の帰因 (the attribution of ownership) を決定するための規則を参考にされなければならぬ。⁽³⁾ この場合には商品所有が居住者と結合しない、「外国人との間で移動する点」に見い出されるのである。所有権の法的変更の実行が通常の手段以外の手段でなされる独立した団体間でなされる最も重大な例は「金融借入れ (financial leasing)」やなんや「商品運送の諸掛り (carrying charges)」などである。「当該商品貿易の完全な回収又はほぼ完全な回収 (the recovery)」を含めると、この「賃貸借協定 (lease arrangement)」にかかるべきである。当該『賃取』におけるは「した取引の基本的性質 (basic nature) が法形制 (legal form) に優先する」とを奨励してゐる。それゆえに、経験法として、「商品運送の諸掛りによる商品貿易のすべ

なくとも四分の三のカバーを期待する賃貸借協定は所有権の変更が意図される推定証拠 (presumptive evidence) として、採用されるはずである。商品の市場価値にについての完全等価値 full equivalent (累計された最小支払の累積総計ではない) はこの場合には「商品として記録」されるはずであり、「相殺記入 (offsetting entry)」は資本勘定においては正常な賃貸借人に及ぶ貸方に記録⁽³¹⁾」されるべきである。

八 ま と め

国際通貨基金方式の国際收支表の作成における居住者の問題は、当該国際收支表作成国が他国との取引を遂行する場合の最も基本的単位であるために、重大なテーマの一つであるはずである。この居住者についての概念規定があり、あればあるほど、当該国際收支表の利用価値は低下していくことになる。そこで国際通貨基金は『国際收支表提要』を出版し、国際標準を示し、国際間で比較可能な基準と高い信頼度のデータとしての国際收支表の作成を奨励しているのである。

しかしながら居住者そのものの規定がこの IMF 方式の国際收支表に限定して、独立した主体として考えられない多くの諸問題が存在する。それは国際間の取り決めによって、当該『提要』に規定した原則があてはまらないケースが多く、また各国の国内事情がこれに優先して処理される等、例外の存在も無視出来ないものがある。居住者の規定がこれらの例外規定のすべてを列挙したり、またより抱括的範疇を導入したりすることによって、より精緻なものにしようとする努力が当該『提要』において積み重ねられて来ている。このような努力に一つの方向を与えたのが国際

連合における新SNAの海外セクターとしての国際收支表という認識であった。

新SNAの海外セクターとして、国際收支表を認識する」とによって生ずる新たな諸問題は当拙稿でも論じてゐるが、多くの概念上および用語上の統一がせまられてしまつてゐるのである。当該『提要』の第四版はこの点において相当の前進である点は評価されねばならないであらうが、当拙稿の「七 企業の定義に含まれる特殊な点」に存在するような若干の問題も残されている。しかも新SNAそれ自身もまさに開発・発展中であると考えねばならないものであるといふ点である。それにもかかわらず現実に利用可能なデータとしての価値はこの国際收支表が当該新SNAに組み込まれないとどうして一層増加するとは疑問の余地のないものであらう。

註

- ① ケネーハタルクスの「」の分野における研究特徴と相違については、Erich Schneider, *Einführung in die Wirtschaftstheorie, I Teil: Theorie des Wirtschaftskeis laufs*, J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 8., durchgesehene Auflage, 1960, SS. VIII+148. (三三義雄・大和源一郎訳、日・ハ・ナ・ハイター『経済理論入門』——経済循環の理論——』、ダイヤモンド社、昭和三七年) に詳しく述べる。
- ② 拙著、「『国際収支表提要』と『新国政経算体系』」(国士館大学政経学部編『政経学年報』第八号)、昭和五十四年、六九一八八ページ。
- ③ 拙著、「『国際収支表』の概念的枠組」(国士館大学政経学部編『政経学年報』第110号)、昭和五十五年、一六七一八六ページ。
- ④ IMF, *Balance of Payments Manual*, 1977, 4th ed., Washington, D. C., 2041 U. S. A.
- ⑤ IMF, *ibid.*, p. 19.
- ⑥ 「外國為替及び外國貿易管理法」の第六条第一項における規定によれば「本邦」とは本州、北海道、四国、九州及び命令『国際取支表』における居住者(灘野)

や定めるその附属の島をいうとしている。これについては拙稿で後述する。

- ⑦ 「外国為替及び外貨貿易管理法における附屬の島に関する命令」における「南方諸島及びその他の諸島（昭和四二年六月二六日省令第一号）」ならびに「琉球諸島及び大東諸島（昭和四七年五月八日省令第一号）」についてはそれらに関する日本とアメリカ合衆国との間のそれぞれの協定効力発生の日から施行する附則としている。

⑧ IMF, *op. cit.*, p. 19.

- ⑨ 「所得税法」は所得税について納税義務者、課税所得の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続き、源泉徴収に関する事項並びにその納税義務の適正な履行を確保するための必要上から、居住者を規定しており、対外取引に関する居住者の規定（「外為法」の規定）とは異なるが、参考のために掲げるならば、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人」を居住者とし非居住者についてはの居住者の対立概念として「居住者以外の個人」をこう定義している（同法第二条第一項第四号及び第五号）。

弋理権としていた拙稿の七のⅢを参照されたい。

⑩ United Nations, *A System of National Accounts*, Statistical office of the United Nations, 1968.

⑪ IMF, *op. cit.*, p. 19.

⑫ IMF, *ibid.*, p. 19.

⑬ IMF, *ibid.*, p. 19.

- ⑭ 経済企画・経済研究所編『新しい国民経済計算の展開——国民経済計算調査会議報告——』大蔵省印刷局、昭和五二年、一一一—一七八一頁。当会議の「一、国民経済勘定研究委員会報告」における「第11章国連新国民経済計算体系の概要」によると次のように論じている。国民経済計算体系は「一国の経済のすべてを体系的、統一的に記録する包括的かつ詳細な仕組 (a comprehensive and detailed framework for the systematic and integrated recording of the flows and stocks of an economy)」である。(1)国民所得勘定、(2)産業連関表、(3)資金循環表、(4)国際收支表、(5)国債貸借対照表の五つがこれに含まれる、これらの五つの体系はこれまで独自に発展してきたものであるが、いわゆる国際收支表を除き、最も古くから広く推計が行なわれて来たのは、工国民所得であり国民経済計算は国民所得勘定と同義語に用いられてくる場合も少なくなかった。国連のISNAが国民経済計算体系として国民所得勘定の範囲に限って基準を示した

のやその例である。しかし第二次大戦後、最近まで国民所得勘定が多くの計量モデルと結びつき、経済の現状分析、経済計画など、政策の基礎として広く利用され、各種の経験が蓄積されたことに加えて、産業連関表、資金循環表などの他の体系についても推計が整備されて、各体系間の連絡が可能とされるようになつた。こうした情勢をふまえて、前述の五つの部門システムを統合し時代の要請にこたえる、より抱括的でより詳細な情報体系をつくり出そうとしたのが国際連合の新国民経済計算体系である、としている。(同書四一五ページ)

(15) IMF, *op. cit.*, pp. 19-20.

(16) 経済企画庁経済研究所編『前掲書』一一一ページ。活動別分類における産業とは一般的に市場において通常生産コストをカバーできる価格で販売することを目的として財貨サービス生産する事業所から構成される。その事業所は通常の民間企業の事務所のように市場での利益の追求を目的とするものがその中核をなすが、個人、民間非営利団体、政府機関などにより所有ないし支配されているものも含まれる。市場での利益の追求が産業の第一基準であるが、その他にコスト構造、生産物の一般的性格や処分の面で第一基準を満たす産業と類似していることが第二基準となる。それゆえ政府関係機関でも、①民間企業の事業所と同一性格の財貨サービスを生産し、②投入と生産技術が類似しており、たとえ料金がコストをカバーしなくとも、③料金が量と質に比例し、④財貨サービスの購入が自由意志に基づくときは産業に含められ、「公的企業」と呼んでいる。その他に①主として企業に奉仕する民間非営利団体、②家計または民間非営利団体が自己所有し、使用する住宅、③家計、民間非営利団体、政府の住宅および非居住用建物の自己建設および④家計による一次生産物の自家生産、を含むとする。

(17) IMF, *op. cit.*, p. 20.

(18) IMF, *ibid.*, p. 21.

(19) 手撰洋詞編集『新のNA特集』東洋経済新報社、昭和五十三年、一〇七—一〇八ページ。国内(Domestic)概念と国民(National)概念の相違については次のよんに論じてある。国内領土とはある国の領土から当該国に所在する外国政府の公館および軍隊を除いたものに、領土外に所在する当該国の公館および軍隊を加えたものである。国内という概念はこの国内領土に居住する経済主体を対象とするという概念であり、主として生産活動に関連した概念である。例えば外国企業

の在日子会社はわが国の国内領土において生産活動を行つてゐるので、わが国の居住者たる生産者として国内に含まれ、逆にわが国企業の海外支店は含まれない。国内総生産は居住者たる生産者、すなわち国内に所在する企業、一般政府、対家計民間非営利団体によつて生産活動の結果生み出された付加価値の総計であり、また国内総支出は国内総生産に対する支出をさす。一方国民といふ概念は、その国の居住者主体を対象とする概念であり、国内に所在する企業、一般政府、対家計民間非営利団体および当該国の居住者たる個人をさす。居住者たる個人とは主として当該領土内に一年以上の期間居住してゐるすべての個人をいい、国籍のいかんを問わない。国民総生産は当該国の居住者主体によつて受け取られた所得の総額を示すもので、国内総生産に海外からの要素所得（雇用者所得、投資収益などの財産所得企業所得）の純受け取りを加えたものであり、分配面からの接近によつて把握されるものである。また、国民総支出は国民総生産に等しいものと定義されてしまふだね、国内総支出の各項目に上述の海外からの要素所得の純受け取りを加えたものである。

- ⑯ IMF, *op. cit.*, p. 21.
- ⑰ 経済企画省・経済研究所編『前掲書』116—117ページ。
- ⑱ IMF, *op. cit.*, p. 22.
- ⑲ 井戸謙『前掲書』111ページ。
- ⑳ IMF, *op. cit.*, pp. 22-23.
- ㉑ IMF, *ibid.*, p. 23.
- ㉒ IMF, *ibid.*, pp. 23-24.
- ㉓ IMF, *ibid.*, pp. 23-24.
- ㉔ IMF, *ibid.*, p. 24.
- ㉕ IMF, *ibid.*, p. 25.
- ㉖ IMF, *ibid.*, p. 25.
- ㉗ 末川謙編『英訳叢書』日本評論社、昭和五〇年（改訂増補版）、六七一—六七二ページ。